

# 静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱

平成4年10月30日

告示第965号

静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱を次のように定める。

静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 排出事業者の業務に関する指導(第5条—第13条)

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に関する手続等(第14条—第25条)

第4章 雑則(第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の処理に関する法令に規定するもののほか、産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。
- (2) 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)をいう。
- (3) 法施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)をいう。
- (4) 条例 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例(平成19年静岡県条例第32号)をいう。
- (5) 条例施行規則 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則(平成19年静岡県規則第48号)をいう。
- (6) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (7) 産業廃棄物処理施設等 条例第2条第5号に規定する産業廃棄物の処理施設をいう。
- (8) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (9) 肥料飼料製造処理施設 条例施行規則第2条に規定する産業廃棄物の処理施設をいう。
- (10) 最終処分場等 最終処分場、令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に規定する焼却施設、同条第11号の2に規定する熔融施設、同条第12号の2に規定する分解施設並びに同条第13号に規定する洗浄施設又は分離施設をいう。
- (11) 最終処分場 令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。
- (12) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を生ずる者をいう。
- (13) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けようとする者又は受けている者をいう。
- (14) 処理施設設置者 産業廃棄物処理施設等を設置しようとする者又は設置している者を

いう。

(15) 処理事業者 排出事業者、処理業者又は処理施設設置者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、産業廃棄物の適正な処理を推進するために、処理事業者に対し、この要綱に基づき適切な指導及び助言を行うものとする。

(市町の協力)

第4条 市町は、県がこの要綱に基づいて実施する産業廃棄物の適正な処理に関する指導等に協力し、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めるものとする。

## 第2章 排出事業者の業務に関する指導

第5条 削除

(処理状況の把握)

第6条 排出事業者は、産業廃棄物の処理状況を常に把握するため、帳簿を備え、産業廃棄物の種類、発生量、処理方法等を記録するものとする。

(産業廃棄物の排出抑制等)

第7条 排出事業者は、産業廃棄物の排出の抑制に努めるとともに、産業廃棄物の再使用、再生利用及び減量化を積極的に行うものとする。

2 排出事業者は、その子会社、下請事業者その他の関係事業者に対し、産業廃棄物の排出の抑制、再使用、再生利用及び減量化についての必要な助言、情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

(従業員の教育)

第8条 排出事業者は、常にその従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育を行うよう努めるものとする。

第9条から第12条まで 削除

(処理施設の計画的な整備)

第13条 排出事業者は、産業廃棄物を処理するための施設を計画的に整備するよう努めるものとする。

## 第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に関する手続等

(事前協議前に実施すべき事項)

第14条 処理施設設置者は、産業廃棄物処理施設等(最終処分場等を除く。以下この項において同じ。)の設置又は変更(条例施行規則第17条に規定する変更に限る。第16条第3項及び第20条第5項において同じ。)をしようとするときは、第16条第1項の規定による協議(以下「事前

協議」という。)の前に、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する市町の長とあらかじめ協議し、その市町の土地利用に関する計画に適合させるとともに、土地利用に関する条例等に基づく審査が終了した旨の書面を受領すること。
  - (2) その他関係法令等に基づく手続が完了する見込みについて当該手続を担当する関係機関に確認すること。
- 2 処理施設設置者は、最終処分場等の設置又は変更(法第15条の2の5第1項の許可を要する変更に限る。以下この項、第16条第3項、第18条及び第20条第5項において同じ。)をしようとするときは、事前協議の前に、次に掲げる事項を実施しなければならない。
- (1) 最終処分場等の設置場所を管轄する市町の長とあらかじめ協議し、その市町の土地利用に関する計画に適合させるとともに、土地利用に関する条例等に基づく審査が終了した旨の書面を受領すること。
  - (2) その他関係法令等に基づく手続が完了する見込みについて当該手続を担当する関係機関に確認すること。
  - (3) 最終処分場等の設置又は変更に関し利害関係を有する者(当該最終処分場等の周辺に居住する者、周辺で事業を営んでいる者等をいう。)に対して、当該設置又は変更の計画(当該設置又は変更に伴う環境対策を含む。)について情報提供を行うこと。

(基準及び指針)

第15条 産業廃棄物処理施設等の設置若しくは変更(条例施行規則第17条に規定する変更に限る。第16条第1項、第20条第1項及び第22条第1項において同じ。)又は最終処分場等の変更(法第15条の2の5第1項の許可を要する変更(条例施行規則第17条に規定する変更を除く。))に限る。第16条第1項、第20条第1項及び第22条において同じ。)の基準及び指針は、産業廃棄物の処理に関する法令に規定するもののほか、次のとおりとし、その内容は知事が別に定める。

- (1) 立地に関する基準
- (2) 環境調査に関する指針
- (3) 構造等に関する基準

(事前協議を実施する時期等)

第16条 処理施設設置者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める手続に着手する前に、様式第1号による書面(以下「事前協議書」という。)により知事に協議しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の設置又は変更をしようとする場合 当該産業廃棄物処理施設等の設置又は変更に係る条例第20条第1項の規定による事業計画書の提出
  - (2) 最終処分場等の変更をしようとする場合 当該最終処分場等の変更に係る法第15条の2の5第1項の許可の申請
- 2 事前協議書は、前条の基準及び指針に従って作成しなければならない。この場合において、知事が認めるときは、同条第1号に掲げる基準の一部を適用しないことができる。
- 3 事前協議書には、別表に掲げる書類及び図面を添付するものとし、その提出部数は、産業廃棄物処理施設等の設置又は変更に係るものにあつては正本1部、副本2部とし、最終処分場

等の設置又は変更に係るものにあつては正本1部、副本3部とする。

(現地調査)

第17条 知事は、事前協議を受けたときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(関係市町の長の意見聴取等)

第18条 知事は、最終処分場等の設置又は変更に係る事前協議を受けたときは、事前協議書の副本並びに添付された書類及び図面を最終処分場等の設置場所を管轄する市又は町(以下「関係市町」という。)の長に送付し、生活環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

2 前項の意見を述べるに当たり、関係市町の長は、処理施設設置者に対し説明を求めることができる。

(管轄健康福祉センター所長への送付)

第19条 知事は、事前協議を受けたときは、事前協議書の副本並びに添付された書類及び図面を産業廃棄物処理施設等の設置場所を静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号)第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長(以下「管轄健康福祉センター所長」という。)に送付するものとする。

(計画の変更等の指示等)

第20条 知事は、事前協議書の内容を審査し、必要があると認めるときは、処理施設設置者に対し当該事前協議書に記載された産業廃棄物処理施設等の設置若しくは変更又は最終処分場等の変更の計画について変更若しくは中止又は留意すべき事項についての指示(以下「審査指示」という。)を行うものとする。

2 第18条第1項の意見が出された場合には、知事は、当該意見を踏まえて事前協議書の内容を審査し、審査指示を行ったときには、その旨を関係市町の長に通知するものとする。

3 処理施設設置者は、審査指示を受けたときは、関係者との審査指示に対する措置に係る協議及び調整を自らの責任において行わなければならない。

4 処理施設設置者は、審査指示に対する措置を講じ、その結果について、様式第2号による書面(以下「措置報告書」という。)により知事に報告しなければならない。

5 措置報告書の提出部数は、産業廃棄物処理施設等の設置又は変更に係るものにあつては正本1部、副本2部とし、最終処分場等の設置又は変更に係るものにあつては正本1部、副本3部とする。

6 知事は、措置報告書を審査して、審査指示をした事項が是正されていないと認めるときは、再度審査指示をするものとする。

7 処理施設設置者が審査指示を受けた日から2年を経過しても措置報告書を提出しないときは、事前協議を取り下げたものとみなす。ただし、措置報告書を提出しないことについて処理施設設置者の責めに帰することのできない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(事前協議の終了通知)

第21条 知事は、事前協議が終了したときは、その旨を、処理施設設置者、管轄健康福祉センター所長及び関係市町の長に通知するものとする。

(事前協議の終了通知の受領等)

第22条 処理施設設置者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める手続に着手する前に、前条の規定による通知を受けていなければならない。

(1) 当該通知に係る産業廃棄物処理施設等の設置又は変更をしようとする場合 当該産業廃棄物処理施設等の設置又は変更に係る条例第20条第1項の規定による事業計画書の提出

(2) 当該通知に係る最終処分場等の変更をしようとする場合 当該最終処分場等の変更に係る法第15条の2の5第1項の許可の申請

2 処理施設設置者は、前条の規定による通知を受けた日から2年を経過しても、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める手続を完了しなかったときは、当該手続を完了する前に改めて第14条、第16条並びに第20条第3項及び第4項に規定する手続(以下「事前協議手続」という。)を行わなければならない。ただし、改めて事前協議手続を行う必要がないと知事が認めるときは、この限りでない。

(1) 当該通知に係る産業廃棄物処理施設の設置若しくは変更(条例施行規則第17条に規定する変更に限る。)又は最終処分場等の変更をしようとする場合 当該産業廃棄物処理施設の設置若しくは変更又は最終処分場等の変更に係る法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可の申請

(2) 当該通知に係る肥料飼料製造処理施設の設置又は変更(条例施行規則第17条に規定する変更に限る。)をしようとする場合 当該肥料飼料製造処理施設の設置又は変更に係る条例第20条第1項、第21条、第23条第1項及び第2項並びに第24条に規定する手続

(処分業の許可申請等の時期)

第23条 処理業者は、法第15条の2第5項の検査に係る確認通知を受けた後に、法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項若しくは第14条の5第1項の許可の申請又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出を行わなければならない。

(維持管理に関する基準)

第24条 処理施設設置者は、産業廃棄物処理施設等の維持管理に当たっては、産業廃棄物の処理に関する法令に規定するもののほか、知事が別に定める維持管理に関する基準を遵守しなければならない。

(事故の際の措置等)

第25条 処理施設設置者は、産業廃棄物処理施設等において、火災、故障、破損その他の事由により事故が生じたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、その状況を速やかに管轄健康福祉センター所長を経由して知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事が処理施設設置者に対し事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを指示したときは、処理施設設置者は、これに従わなければならない

い。

- 3 知事は、前項の措置が完了するまでの間、当該産業廃棄物処理施設等の使用の停止を指示することができる。

#### 第4章 雑則

(報告、勧告等)

第26条 知事は、処理事業者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは指導、助言をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告又は指導、助言をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告又は指導、助言を受けた者に対し、その勧告又は指導、助言に基づいて講じた措置について報告させるものとする。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成5年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に最終処分場の設置又は変更に係る法第14条第4項、第14条の2第1項、第14条の4第4項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2第1項の許可を申請している者については、第14条から第23条までの規定は、適用しない。
- 3 この要綱の施行の際現に法第15条第1項又は第15条の2第1項の規定により最終処分場の設置又は変更の許可を受け、その最終処分場の設置又は変更を内容とする法第14条第4項、第14条の2第1項、第14条の4第4項若しくは第14条の5第1項の許可の申請又は法第14条の3若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をしていない者については、第14条から第23条までの規定は、適用しない。

附 則(平成6年4月1日告示第300号の7)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年11月24日告示第884号)

この告示は、平成8年1月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則(平成10年6月16日告示第569号)

この告示は、平成10年6月17日から施行する。

附 則(平成10年11月27日告示第996号)

この告示は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日告示第350号の3)

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際この告示の規定により改正されることとなった改正前の要綱の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている届出書等は、改正後の当該要綱の相当する

様式により提出された届出書等とみなす。

- 3 この告示の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成12年9月29日告示第780号)

この告示は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成16年11月16日告示第1104号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の要綱(以下「旧要綱」という。)の規定及び様式により提出されている事前協議書は、改正後の要綱の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に旧要綱の様式により作成されている様式は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成19年3月30日告示第450号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月30日告示第948号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱の規定により行われた協議その他の行為は、改正後の静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱の相当の規定により行われた協議その他の行為とみなす。

附 則(平成22年3月31日告示第965号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日告示第125号の2)

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表(第16条関係)

(1) 立地に関する書類及び図面

- ア 産業廃棄物処理施設等の設置場所を示す地形図
- イ 産業廃棄物処理施設等の付近の見取図
- ウ 産業廃棄物処理施設等への搬入経路を示す図

- エ 事業場における産業廃棄物処理施設等の配置図
- オ 産業廃棄物処理施設等の用地に関する次に掲げる書類及び図面
  - (ア) 公図の写し(土地所有者(隣接地の土地所有者を含む。)の氏名、地目及び地番を記入したもの)
  - (イ) 登記事項証明書
- カ 第14条第1項第1号又は第2項第1号の土地利用に関する条例等に基づく審査が終了した旨の書面の写し
- キ 第14条第2項に規定する最終処分場等の設置又は変更を行う場合にあつては、同項第3号の情報提供の実施状況に関する書類(当該情報提供のために使用した資料を含む。)
- (2) 環境調査に関する書類
  - 知事が別に定める書類
- (3) 構造等に関する書類及び図面
  - ア 平面図、立面図又は断面図及び構造図
  - イ 設計計算書
  - ウ 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設等にあつては、処理工程図
  - エ 最終処分場にあつては、計画地全体の面積及び埋立の面積の実測求積図並びに周囲の地形及び地質の状況を明らかにする書類
  - オ 最終処分場であつて浸出液処理設備を設置する場合にあつては、当該設備の位置を示す図面、構造図及び処理工程図並びに設計計算書
- (4) 産業廃棄物処理施設にあつては、技術管理者の確保を証する書類
- (5) 産業廃棄物処理施設等における災害防止のための計画に係る書類

様式第1号(第16条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

産業廃棄物処理施設等 設置 事前協議書  
変更

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

協議者

住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人にあつては、その名称 印  
及び代表者の氏名

氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。



産業廃棄物処理施設等を

設置

したいので、静岡県産業廃棄物適正

変更

処理指導要綱第

16条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり協議します。

1 産業廃棄物処理施設等の概要(変更の場合には、変更後の内容を記載すること。)

産業廃棄物処理施設等の設置場所		
産業廃棄物処理施設等の施行予定区域の面積	m2	
産業廃棄物処理施設等の処理能力	m3/日( )時間	
	t/日( )時間	
	m3/時間	
	t/時間	
	面積	m2
	埋立容量	m3
		(うち廃棄物容量 m3)
事業計画の概要	別紙のとおり	
連絡先	担当者名	
	電話番号	

2 変更する事項等(変更の場合のみ記載すること。)

変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	

別紙(用紙 日本産業規格A4縦型)

事業計画の概要

1 設置者

資本金(法人の場合)	万円
従業員	人
主たる業務内容	

2 基本計画

施設の種類の	
--------	--

処理形態	自己処理・処理業	
処理方式		
技術管理者(予定者を含む。)	氏名	
	資格及び登録番号	
着工予定時期	年 月	
使用開始予定時期	年 月	

### 3 事業範囲

産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。)	処理する予定の数量(m3又はt)
	/月

### 4 計画地

実測面積 m<sup>2</sup>

地積 m<sup>2</sup>

	地番	所有者住所氏名	使用者住所氏名	地目		地積(m <sup>2</sup> )	使用権原見込み		
				登記	現況		購入・賃借の別	時期	承諾の有無
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
国有・公有財産									

### 5 隣接地

	地番	所有者住所	使用者住所	地目	地積	承諾の有無
--	----	-------	-------	----	----	-------

		氏名	氏名	登記	現況	(m2)	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
国有・公有 財産							

## 6 資金計画

(収入)

(単位：千円)

科目	年次	年次	年次
自己資金			
借入金			
財産収入			
不動産売払収入			
寄附金			
負担金及び補助金			
その他			
計			

(支出)

(単位：千円)

科目	年次	年次	年次
本工事費			
直接工事費			
材料費			
労務費			

直接経費			
特許使用料			
水道光熱電力料			
機械経費			
間接工事費			
共通仮設費			
運搬費			
準備費			
仮設費			
事業損失防止施設費			
役務費			
技術管理費			
営繕費			
安全費			
現場管理費			
一般管理費			
附帯工事費			
測量費及び試験費			
用地費及び補償費			
借入金			
その他経費			
計			

## 7 産業廃棄物処理施設等の構造等

次の(1)から(3)までに掲げる施設の種類に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる基準及び当該基準を満たすための計画を記載すること。

### (1) 産業廃棄物処理施設(最終処分場を除く。)

ア 法施行規則第12条各号に掲げる基準及び当該基準を満たすための計画

イ 法施行規則第12条の2第2項から第16項までの各項に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各項に掲げる基準及び当該基準を満たすための計画

### (2) 最終処分場

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府令・厚生省令第1号)第2条第1項各号に掲げる基準及び静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱(平成4年静岡県告示第965号)第15条第3号の基準並びに当該基準を満たすための計画

### (3) 肥料飼料製造処理施設

令第6条第1項第2号の基準及び当該基準を満たすための計画

構造等の基準	計画
--------	----

--	--

8 産業廃棄物処理施設等の維持管理

次の(1)から(3)までに掲げる施設の種類に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる基準及び当該基準を満たすための計画を記載すること。

(1) 産業廃棄物処理施設(最終処分場を除く。)

ア 法施行規則第12条の6各号に掲げる基準及び当該基準を満たすための計画

イ 法施行規則第12条の7第2項から第16項までの各項に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各項に掲げる基準及び当該基準を満たすための計画

(2) 最終処分場

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第2項各号に掲げる基準及び静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱第24条に規定する知事が別に定める基準並びに当該基準を満たすための計画

(3) 肥料飼料製造処理施設

令第6条第1項第2号の基準及び当該基準を満たすための計画

維持管理の基準	計画

9 放流水のある場合

(1) 放流経路

	産業廃棄物処理施設等
--	------------

利水対象

水路又は河川の名称 の有無)	(利水 有・無		
-------------------	------------	--	--

水路又は河川の名称 の有無)	(利水 有・無		
-------------------	------------	--	--

水路又は河川の名称 の有無)	(利水 有・無		
-------------------	------------	--	--

河川(1級河川、2級河川又は準用河川)又は海域の名称

(図面で明示してください。)

(2) 放流水の水量

m<sup>3</sup>/日

様式第2号(第20条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

措置報告書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

報告者

住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

印

氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

審査指示に対して措置を講じたので、静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱第20条第4項の規定により、次のとおり報告します。

審査指示の通知	年 月 日付け	第 号
審査指示を受けた事項	審査指示に対する措置	